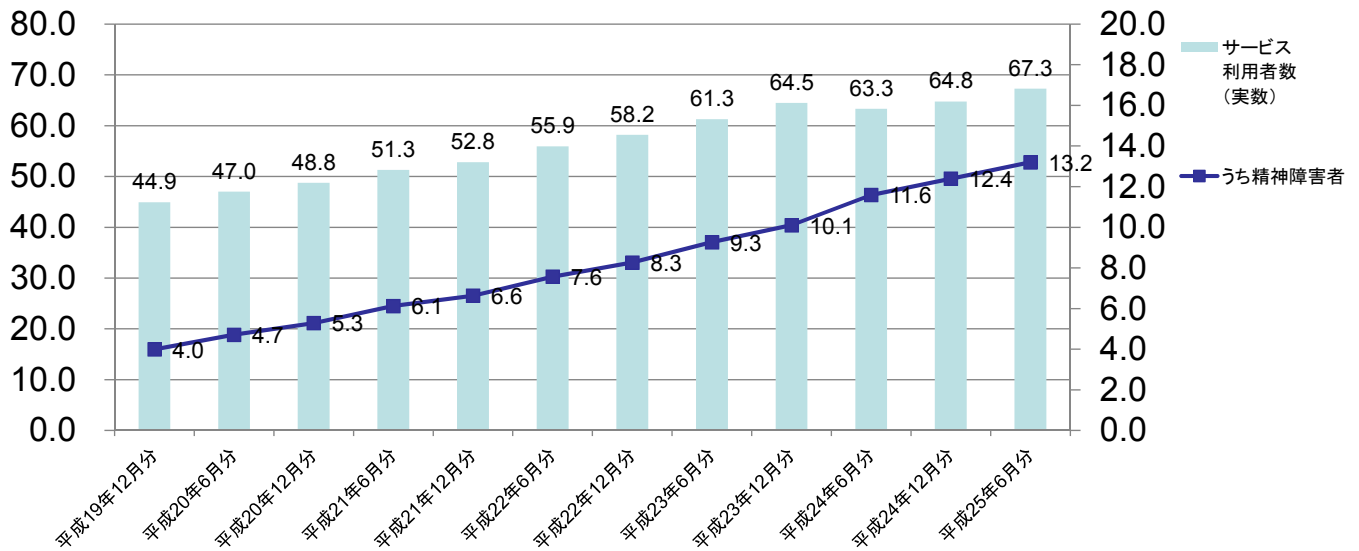


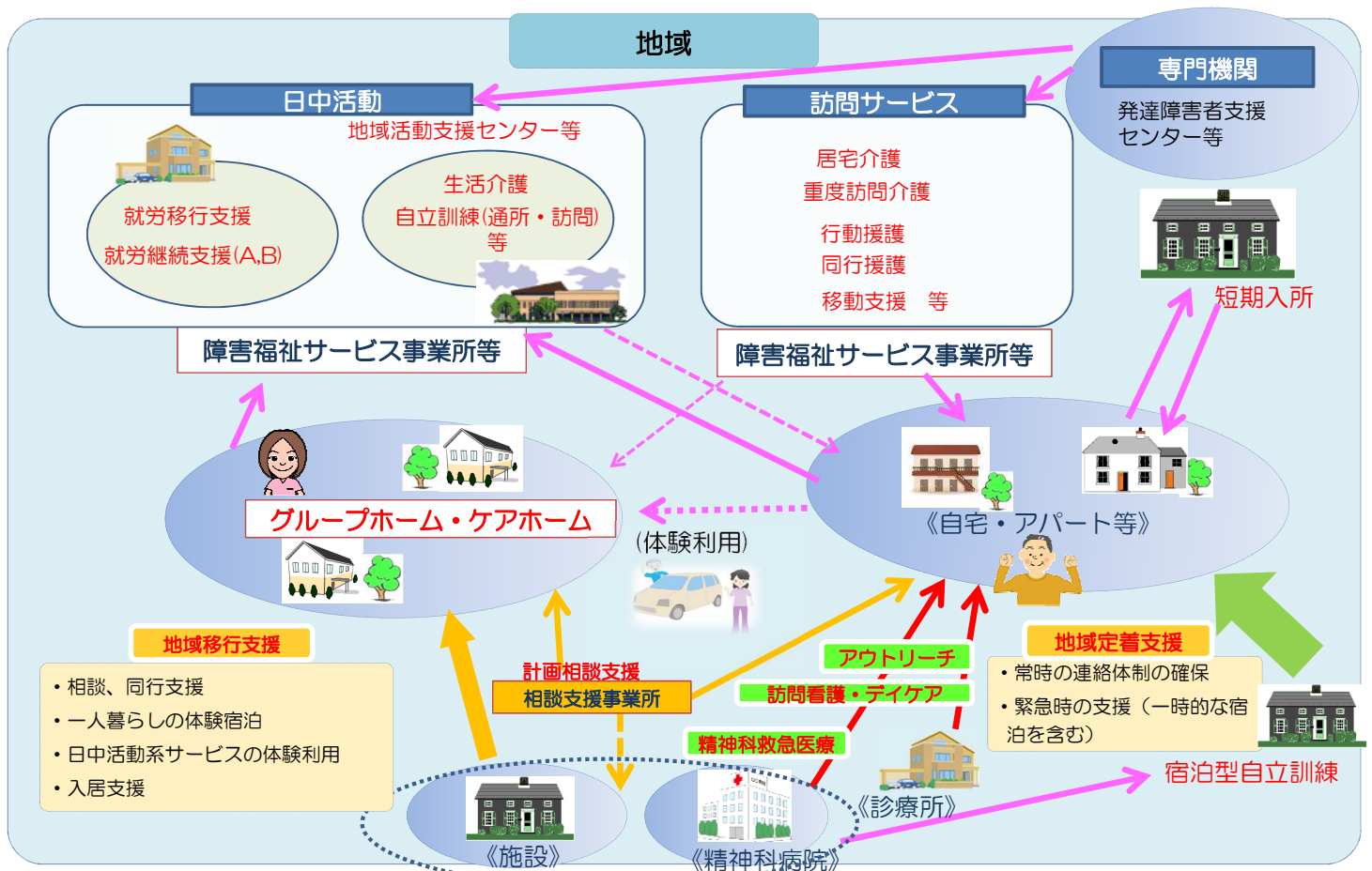
障害福祉サービスの実利用者数の推移



平成23年3月 → 平成24年3月の伸び率(年率)…… 11.9%
うち、精神障害者の伸び率……23.3%

※平成24年4月からの制度改正で、障害者自立支援法の児童デイサービスが児童福祉法の障害児通所支援に移行したこと等により、障害福祉サービスの実利用者数の比較ができないことから、伸び率(年率)は、3月時点の実利用者数で比較している。

地域における障害福祉サービス等による支援（イメージ）



精神障害者の障害福祉サービスの利用状況

- ・平成25年6月現在、障害福祉サービスを利用している精神障害者は、13.2万人（実人員）。
- ・障害福祉サービスの種類ごとの利用状況をみると、約2.1万人が住まいの場としてグループホーム、ケアホームを利用している。
- ・日中活動の場としては、就労継続支援B型が5.2万人、就労継続支援A型が1.1万人、就労移行支援が1.0万人と就労系サービスの利用が最も多く、次いで日常生活上の訓練等を行う自立訓練（生活訓練）が0.7万人となっている。
- ・平成24年4月から個別給付化された地域相談支援は、地域移行支援を427人、地域定着支援を722人が利用している。

サービス種類	平成25年6月					
	利用者数（人）					
	総数	障害種別内訳				
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者
居宅介護	140,474	64,573	23,853	42,204	9,644	200
重度訪問介護	9,398	9,046	306	38	3	5
行動援護	7,217	366	3,993	35	2,823	0
重度障害者等包括支援	37	16	21	0	0	0
同行援護	20,284	19,926	152	29	176	1
療養介護	19,286	16,690	2,580	8	8	0
生活介護	250,529	75,060	171,410	3,985	71	3
短期入所	36,287	9,601	20,143	1,072	5,468	3
共同生活介護	57,767	4,536	45,006	8,213	9	3
施設入所支援	133,620	41,295	91,607	706	12	0
共同生活援助	27,097	867	12,941	13,282	7	0
自立訓練（機能訓練）	2,601	2,539	29	32	1	0
自立訓練（生活訓練）	12,827	577	5,018	7,216	14	2
宿泊型自立訓練	4,226	61	1,402	2,763	0	0
就労移行支援	26,550	2,527	14,065	9,930	21	7
就労移行支援（養成施設）	203	203	0	0	0	0
就労継続支援A型	30,144	6,418	12,670	11,021	10	25
就労継続支援B型	174,173	22,501	99,660	51,912	71	29
計	952,720	276,802	504,856	152,446	18,338	278
計画相談支援	35,731	9,134	14,371	11,719	454	53
地域移行支援	504	28	49	427	0	0
地域定着支援	1,416	218	476	722	0	0
相談支援を含む計	990,371	286,182	519,752	165,314	18,792	331

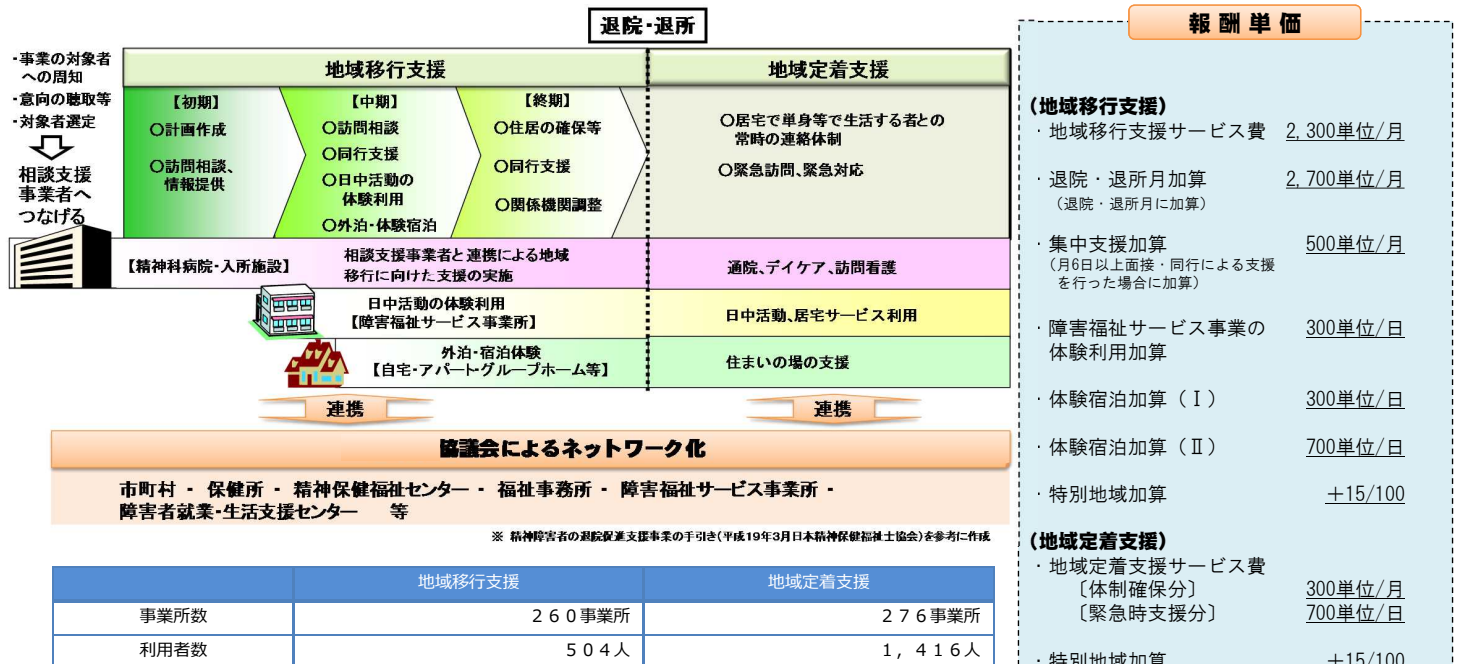
（出典）国保連データ（6月サービス提供実績）

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

（参考） 地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

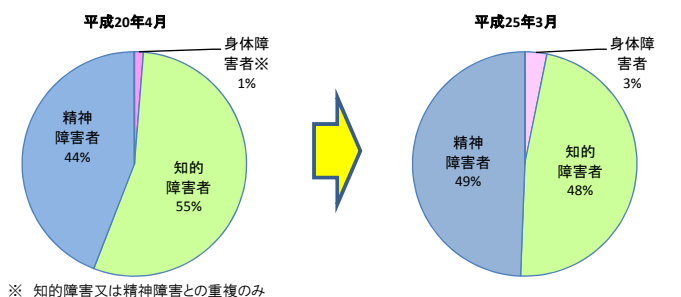
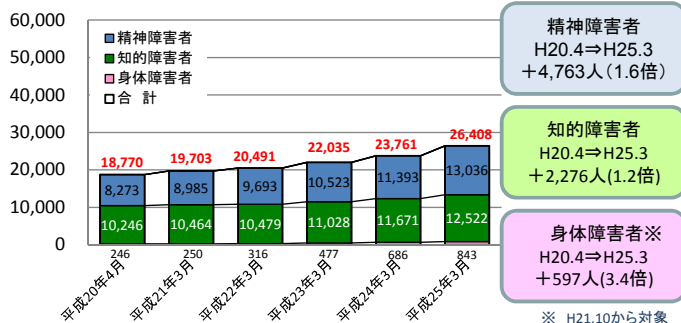


国保連平成25年6月実績

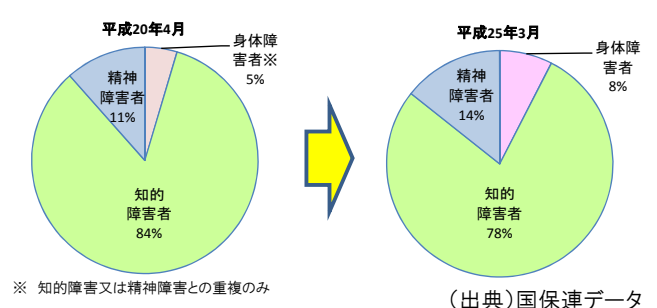
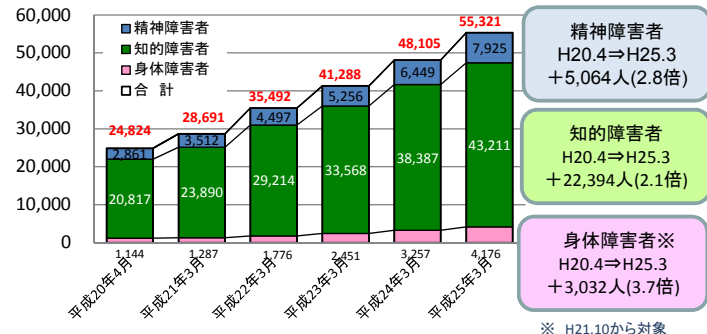
グループホーム・ケアホームの障害種類別利用者数の推移

- 平成20年4月から平成25年3月までの5年間で、グループホームは、利用者数が7,638人(1,527人/年)増加。ケアホームは、利用者数が30,497人(6,099人/年)増加。
- 利用者数の推移を障害種類別にみると、いずれも精神障害者の伸び率が知的障害者の伸び率を上回っている。

グループホーム



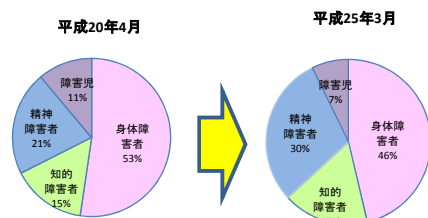
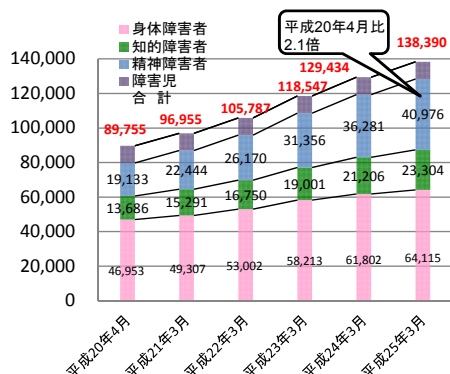
ケアホーム



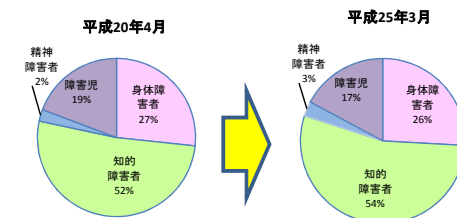
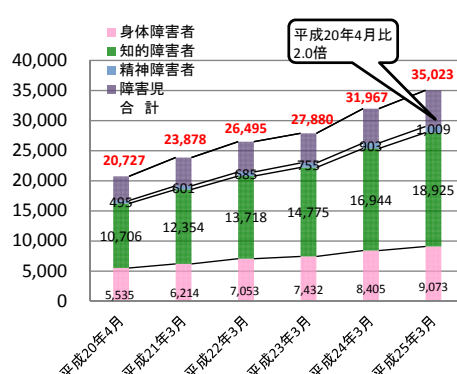
居宅介護・短期入所・宿泊型自立訓練の障害種類別利用者数の推移

- 平成20年4月から平成25年3月までの5年間で、居宅介護は、利用者数が48,635人(9,727人/年)、短期入所は、利用者数が14,296人(2,859人/年)、宿泊型自立訓練は利用者数が4,265人(853人/年)増加。
- 精神障害者の利用者数は、平成20年4月から平成25年3月までの5年間で、いずれも2倍以上となっており、特に宿泊型自立訓練については精神障害者社会復帰施設等からの移行に伴い大幅に増加している。

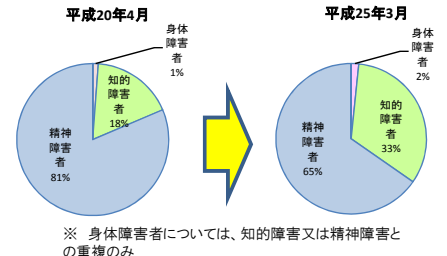
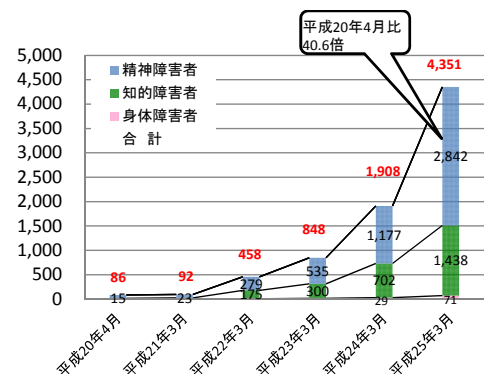
居宅介護



短期入所

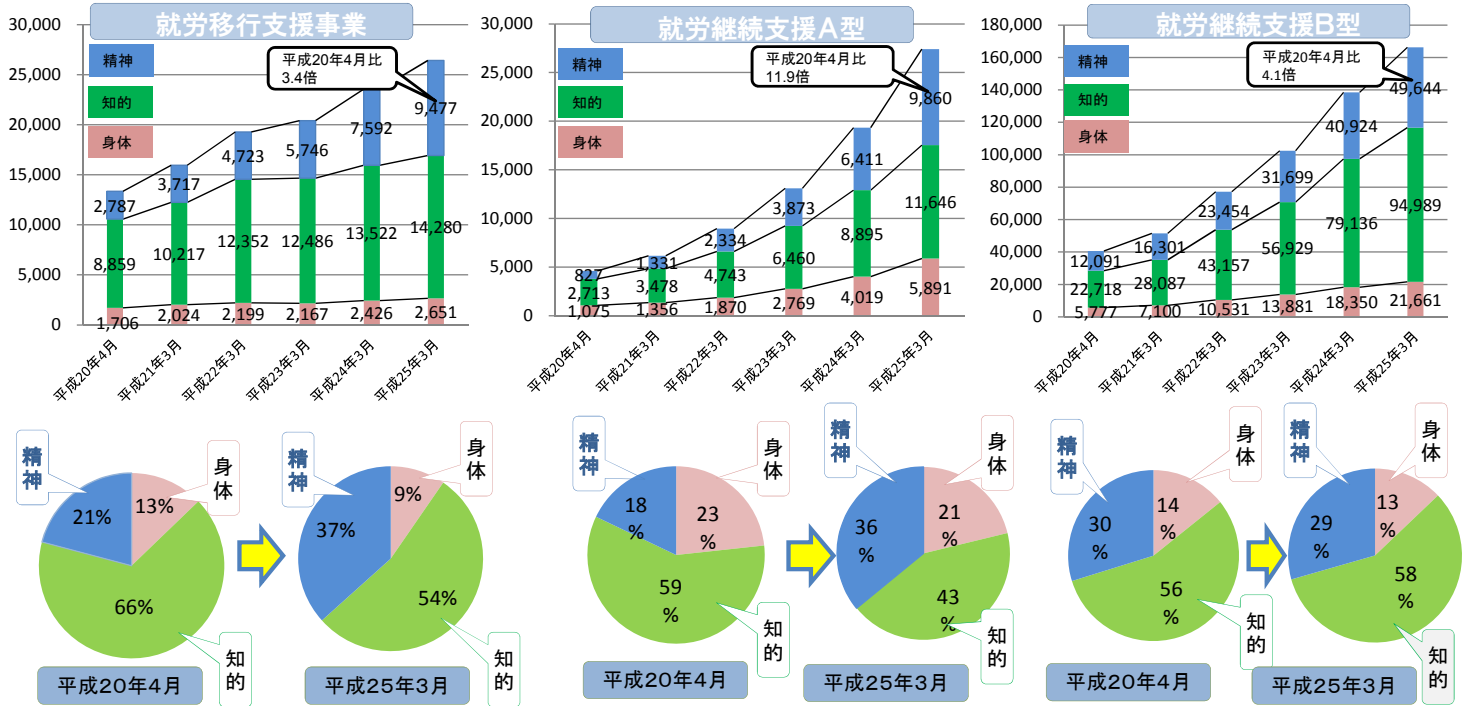


宿泊型自立訓練



就労系障害福祉サービスの障害種類別利用者数の推移

- 平成20年4月から平成25年3月までの5年間で、**就労移行支援事業と就労継続支援A型事業は、精神障害者の割合が大幅に増加。**(就労移行支援事業:21%→37%、就労継続支援A型事業:18%→36%)
- 平成25年3月時点における精神障害者の利用者数は、就労移行支援事業9,477人、就労継続支援A型9,860人、就労継続支援B型49,644人。
※ 平成20年4月と比較すると、就労移行支援事業:3.4倍、就労継続支援A型:11.9倍、就労継続支援B型:4.1倍



(出典)国保連データ ※ 数値は旧体系の事業所数を含まない

一般就労への移行の現状

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約10年で4倍以上に増加している。

障害者総数約788万人中、18歳～64歳の在宅者の方、約324万人(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約 **24.3%** 障害福祉サービスが約 **64.7%**
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 **1.3%(H15) → 3.6%(H23)**
※就労移行支援からは20.1%(H23)

障害福祉サービス(就労系)

- ・就労移行支援 約 1.6万人
- ・就労継続支援A型、福祉工場 約 1.3万人
- ・就労継続支援B型、旧法授産施設 約12.9万人
(平成23年10月)

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)
 地域活動支援センター

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

1,288人/H15 **1.0**
 2,460人/H18 **1.9倍**
 3,293人/H21 **2.6倍**
 4,403人/H22 **3.4倍**
 5,675人/H23 **4.4倍**

企業等

ハローワークからの紹介就職件数
59,367人
 (平成23年度)

就職

就職

特別支援学校

卒業生17,707人/年 (平成24年3月卒)

2,128人/年

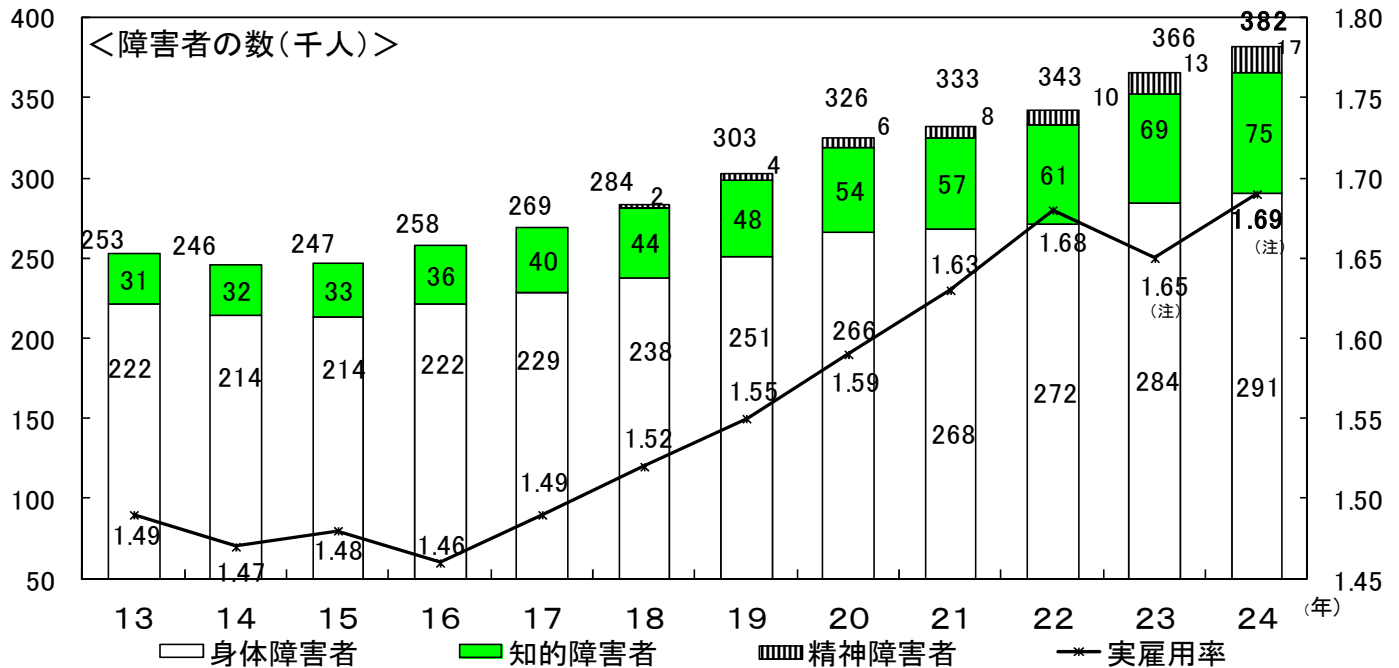
11,159人/年

4,420人/年

障害者雇用の状況

(平成24年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.69%** **法定雇用率達成企業割合 46.8%**
- 法定雇用率には届かないものの、**雇用者数は9年連続で過去最高**。障害者雇用は着実に進展。



(注) 平成22年度の改正前の制度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は公布日(平成25年6月19日))